

学校いじめ防止基本方針

三田市立上野台中学校

平成26年4月1日(策定)

令和7年4月2日(最終)

学校いじめ防止基本方針

1	基本理念	1
2	基本方針	2
	(1)学校いじめ防止基本方針の策定と見直し	2
	(2)いじめの定義	2
	(3)いじめの認知	3
	(4)いじめの解消	4
3	いじめ防止等の指導體制・組織的対応	4
	(1) いじめ防止等の対策のための組織	4
	(2) いじめ防止等の具体的な取組	5
	(3) いじめに対する措置	8
4	重大事態への対応	9
	(1) 学校が主体となって調査を行う場合について	9
	(2) 市教育委員会との連携について	10

別紙

- 1 いじめ防止等のための組織
- 2 いじめ早期発見のためのチェックリスト

1 基本理念

本校の大部分の生徒が校区内の4小学校の出身であり、そのすべてが単学級である。本校に入学後も学年2学級もしくは1学級しかなく、生徒の人間関係は非常に濃密である一方、一度トラブルが起きれば、人間関係の改善には時間がかかる。また、人間関係修復期に適切な距離をとる、回避場所を設けることも物理的に難しい。

そのような中、これまでいじめ予防と早期発見のために次の取組みを進めてきた。

- (1)小中連絡会を定期的で開催し、情報交換を密に行うことによって中学校入学時の円滑な人間関係づくりを図る。
- (2)生徒と教員の関りを増やすことで、生徒の変化をキャッチし、「いじめ見逃しゼロ」へ
 - ①いじめに関する生活アンケートと教育相談の実施
 - ②月に1回の「こころのアンケート」や複数教員の相談体制の構築
- (3)生徒主体のいじめのない学校づくり
 - ①生徒会役員を中心に、いじめのない学校を目指した取組み(啓発活動)
 - ②いじめ問題等に関する全校道徳の実施による正しい判断力の育成

いじめについては、全ての教職員が、「いじめは、どの生徒にも、どの学級にも起こり得る」、「いじめは、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る」という認識をもち、日常の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に対する意識をもつ。さらに、いじめに関する先行研究の成果など科学的な知見を積極的に取り入れ、「いじめの起こりにくい環境づくり」に取り組む。そのため、本校においては、全ての教育活動をとおして生徒の好ましい人間関係の構築と豊かな心の醸成を基盤にした、いじめの防止を目指した取組を推進する。

【いじめの基本認識】

いじめには様々な特質がある。全職員及び関係者が次の認識をもって、日々「予防」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- (5) 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- (6) いじめには「暴力系いじめ」、「コミュニケーション操作系いじめ(非暴力系いじめ)」がある。その様態によっては、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する場合がある。
- (7) いじめには、加害者・被害者の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者が存在する。この傍観者を仲裁者・通報者・被害者に対する支援者へ転換を促すアプローチが重要になる。

(兵庫県教育委員会「兵庫県いじめ防止基本方針」(平成29年3月改定)をもとに上野台中学校作成)

2 基本方針

学校教育目標

■「夢や目標を探究し、確かな学力と豊かな心でたくましく生き抜く生徒の育成」

●目指す学校像

安全安心な環境の中で、生徒と教職員が共にやる気を持って、主体的に学び、がんばろうと思える学校

●めざす生徒像

立志：未来予想図を描き、実現に挑む生徒

創造：意欲を持ち、創り出し、やり抜く生徒

敬愛：自他を大切にし、前向きで心豊かな生徒

※上野台中学校区のめざす子ども像「将来の夢や目標を持ち挑戦する園児・児童・生徒」

(1)学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

「学校いじめ防止基本方針」は、保護者や地域住民が内容を確認しやすいように公表（ホームページへの掲載等）し、年度初めには保護者等に必ず説明するとともに、生徒に対しては、特別活動の時間等に、発達段階に応じて学校いじめ防止基本方針の周知を図る。

学校いじめ防止基本方針の見直しにあたっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、年間計画（別紙Ⅰ：生徒指導年間計画表）を定める。そして、その取組状況等を学校評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。なお、生徒、保護者、地域住民等の意見も参考に、学校いじめ防止プログラム等の年間計画を作成、実施することを通じて、より一層、学校いじめ防止基本方針の理解を促進する。

(2)いじめの定義

いじめは『いじめ防止対策推進法』（以下、法）』に次のように定義されている。

〈定義〉

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

〈留意点〉

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ、SNSやインターネット等を通じて知り合うなど、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

・ 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(文部科学省『いじめの防止等のための基本的な方針』平成29年3月改定)

- ・ 上記「具体的ないじめの態様」以外にもいじめに該当する場合がある。
- ・ これらのいじめの中には、犯罪行為（インターネットを通じて行われるものを含む）として、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、学校が把握した時点で早期に警察に相談したり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれたりする。このような場合には、いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで対応する必要がある。

(3) いじめの認知

全教職員が法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、生徒の小さな変化も見逃さないよう、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。なお、いじめが起こった場所は学校の内外を問わない。また、いじめの認知は、特定の教職員によることなく、学校いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の受けとめが重要である。けんかやふざけ合いであっても、気づかないところでいじめを受けている場合がある。また、好意から行ったことが意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。背景にある事情の調査を行い、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じている被害性に着目し、法の定義に基づいて、いじめに該当するか否かを判断する。ただし、いじめにあたるか判断した場合でも、事案に応じて、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも可能である。

なお、いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意する。

《留意点》

- ・ 「弱い者に対して」というような生徒間の人間関係にはよらない。
- ・ お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。
- ・ 行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為が1回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。
- ・ いじめを受けていても、当該生徒がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりする場合が多々あることを踏まえ、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている場合には、その苦痛が「深刻」であるかなどによって限定して解釈することがないようにする。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめが解消したと判断する最低基準は次のとおりである。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認めること。

（文部科学省『いじめの防止等のための基本的な方針』平成29年3月改定）

上記のいじめが「解消している状態」とは、あくまで、一つの段階に過ぎない。仮に、条件を満たしたとしても、いじめは再発する可能性があり得ると考え、日常的に注意深く観察や対話を継続する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応

生徒指導年間計画、組織表、いじめ早期発見のためのチェックリスト、対応マニュアル等については、年度初めに研修をもち全教職員への周知徹底を図る。その上で、「予防⇒早期発見⇒早期対応⇒検証⇒さらなる予防」のいじめ対策のサイクルを校内で確立する。

(1)いじめ防止等の対策のための組織(別紙1：組織表)

学校におけるいじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応などを実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により「学校いじめ対応チーム」を設置する。「学校いじめ対応チーム」は、日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織を明確にするとともに、関係機関との連絡・調整を行う。また、特定の教職員が問題を抱え込まないよう、いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。そのため、全ての教職員が些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを「学校いじめ対応チーム」に報告・相談する。「学校いじめ対応チーム」は学校全体の情報を整理・記録するなど、情報の集約と共有化を図り、組織として一貫した対応が行えるようにする。

- ①会は、校長・教頭・生徒指導担当・学年生徒指導・養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで組織する。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など、外部の専門家を招聘する。
- ②学校いじめ対応チームは週1回開き、情報交換を行う。なお、生徒指導委員会を兼ねる。
- ③個々のケースに関しては、状況に応じて学年代表、担任、部活動顧問、兄弟関係の担任など、必要と思われる教職員を含めて事案に対応する。
- ④対応に当たっては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どものサポーター、三田市教育委員会等の関係機関と連携をとって行う。

【学校いじめ対応チームが担う役割の具体例】

(予防)

- ◇ いじめの予防のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

(早期発見・事案対処)

- ◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ◇ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組)

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCA サイクルの実行も含む)

(文部科学省『いじめの防止等のための基本的な方針』平成29年3月改定)

生徒にいじめに関するアンケートを実施する際には、学校いじめ対応チームについて具体的に認識しているかを調査し、取組の改善につなげる。

個々の教職員は、生徒や保護者からいじめに係る相談を受けたり、生徒の気になる表情や言動、体調の変化等に気づいたりした場合、法第23条に基づき、そのすべてを学校いじめ対応チームに報告する。そして、学校いじめ対応チームは、当該生徒及び保護者の意向を尊重して、指導の方針を決定し、組織的に対応する。なお、学校いじめ対応チームの会議で決定した指導の方針やその後の対応等については、適切に記録する。

第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、学校いじめ対応チームは、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を行う。(全校集会、学校通信、PTA総会で周知する等)

(2)いじめ防止等の具体的な取組

①いじめについての共通理解

全教職員は、法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、生徒の小さな変化を見逃さないため、「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る」、「どの児童生徒もいじめを受けた者にもいじめを行った者にもなりうる」という認識をもち、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。その上で、日頃から、児童生徒の言動などに変化が見られる場合は教職員間で情報を共有し、すぐに話を

聞くなど、組織的に対応する。その際、いじめが疑われる場合は、学校いじめ対応チームで適切に対応し、事案を軽視することなく、積極的にいじめを認知する。

いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについては、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。また、いじめに関する道徳の授業を学校いじめ対応チームが実施するなど、学校が組織的にいじめに対応することが児童生徒に理解されるような取組を行う。

②信頼関係の構築

普段から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、校内の教育相談を充実させ、生徒や保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、家庭訪問等により生徒や保護者の声に耳を傾け、信頼関係を構築する。さらに、日頃から学校を積極的に開き、PTAの各種会議や保護者会、学校ホームページや学校便りにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換や情報交換をする場を設けるなど、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう取組を行う。

③早期発見・早期対応(別紙3：いじめ早期発見のためのチェックリスト)

学校教育目標に基づき、いじめ問題の重大性を正しく認識し、平素から「いじめ問題はどの学校にも起こり得る」という危機感をもって日々の教育活動を行う。また、いじめ防止には教職員の生徒一人ひとりを大切にする意識や、日常的な態度が非常に重要で、その言動が生徒に大きな影響をもつことを十分認識して日々の教育活動を行う。

いじめを防止する教育環境づくりのために、次の取組を進める。

〈広報活動〉

- i 「学校いじめ対応チーム」について生徒に周知し、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、早期解決にむけて組織的に動いていく学校の姿勢を明示する。
- ii 生徒指導通信を発行し、紙面での呼びかけを通じて、いじめを決して許さない心を育む。
- iii 学校以外の相談機関について周知する。

〈生徒間の絆の構築〉

- i 異学年交流の実施により、人間関係の固定化を解消し、生徒間におけるコミュニケーションの多様化、円滑化を図る。

〈相談体制の充実〉

- i 教育相談週間の設定
- ii 「こころのアンケート」の実施

④いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や学級活動をはじめとするすべての教育活動を通して、生徒一人ひとりに「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育む。

また、「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」など、いじめについて正しく認識・判断し、いじめ解決のために行動できる生徒の育成に努める。そして、いじめについて大人に訴えることは正しい行為であり、いじめられている生徒や、いじめについて訴え出た生徒は、学校が徹底して守り通すという明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示す。

そして、生徒が仲間や教職員と心通いあわせ、安全、安心に学校生活を送ることができ、生徒が主体的に授業や行事に参加し、活躍できるよう、日頃から「わかる授業づくり」「自己有用感や自己肯定感の向上」に努める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒の※1 ストレスマネジメントや※2 ソーシャルスキルトレーニング、さらには※3 ピアサポート活動等を計画的に実施し、いじめに向かわない態度や能力を育成する。

※1 ストレスマネジメント

様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング（対処法）」を学習する。危機対応などによく活用される。

※2 ソーシャルスキルトレーニング

様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となる。

※3 ピアサポート活動

「ピア」とは児童生徒「同士」を意味し、児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラム。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねる。

(注1～3 文部科学省『生徒指導提要』令和4年12月)

⑤ 実態把握

いじめの実態把握や、いじめに関する様々な情報を収集し、いじめ防止のための啓発活動に取り組むため、「いじめに関するアンケート」「教育相談」を生徒や保護者を対象に定期的実施する。

⑥ 生徒が主体となった取組

生徒が学級活動や生徒会活動などの特別活動で、「いじめ」に関する課題に主体的に向き合う機会を設け、いじめを許さないという意識と、いじめを解決できる力をもった自浄力のある生徒を育成する。加えて、すべての教育活動の中で、社会における規範や決まりを守ることの意義等を指導し、規範意識の高揚と社会性の伸長を図る。

【具体例】

- ・ポスターを作成し、地域に協力を依頼して、いじめ防止の啓発活動を行う。
- ・「友だちのよいところ探し」など、生徒会からアンケートを出し、それを発表することで、自尊心を高めていく。
- ・生徒会を中心に、ネットモラル、デジタル端末の利用に関する約束事づくりをし、啓発活動を行う。

⑦ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

全ての生徒に貸与されているタブレット端末の活用方法も含め、情報モラル教育を推進し、警察等関係機関と連携し、発達段階に応じた指導をする。保護者に対しては、家庭におけるデジタル端末やインターネット等の利用に関するルールを子どもの意見を取り入れて作り、環境の変化や子どもの成長に合わせて定期的に点検、見直すよう、積極的に啓発する。

⑧ 自殺予防の推進

命や暮らしの危機、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけ、辛い時や苦しい時には、ためらわずに助けを求める態度を培う「SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育」を推進し、保護者、地域住民、関係機関との連携を図る。

第17条第3項

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(『自殺対策基本法』平成28年)

⑨学校園所連携の強化

保育園所、幼稚園、認定こども園と小学校間、また、小学校、中学校、高等学校間で日頃から緊密に連携する。定期的に小中連絡会を開催し、生徒指導面だけでなく、人権教育、道徳教育及び教科指導等の連携を充実させ、一貫した指導が行えるようにしていく。

⑩取組に対する評価

いじめ防止に関する取組が学校基本方針や年間指導計画に基づき、適切に実践されているかどうかを評価（PDCA サイクルによるチェック）するため、生徒や保護者、地域の方々の意見を広く募るとともに、年度末に教職員や学校評議委員会などを対象とする「いじめ防止の取組に関する評価アンケート」を実施する。

また、教職員や生徒、保護者等に対し、客観的に助言を行える立場であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さらに、子どものサポーター、教育委員会、警察等の関係機関を積極的に活用する。

(3)いじめに対する措置

いじめが疑われる事案や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、速やかにいじめの事実確認を行い、いじめに係る情報を適切に記録するとともに、全教職員で共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら、いじめの解決に向けた取組を行う。

組織的な対応の基礎となる「学校いじめ対応マニュアル」を作成する。

4 重大事態への対応

法第28条に基づき、重大事態※が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ）には、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

【重大事態とは】

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(1)学校が主体となって調査を行う場合について

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ対応チームが、校長の指導及び指揮の下調査を行うとともに、生徒の心のケアを行う。

また、学校長よりいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

(2)市教育委員会との連携について

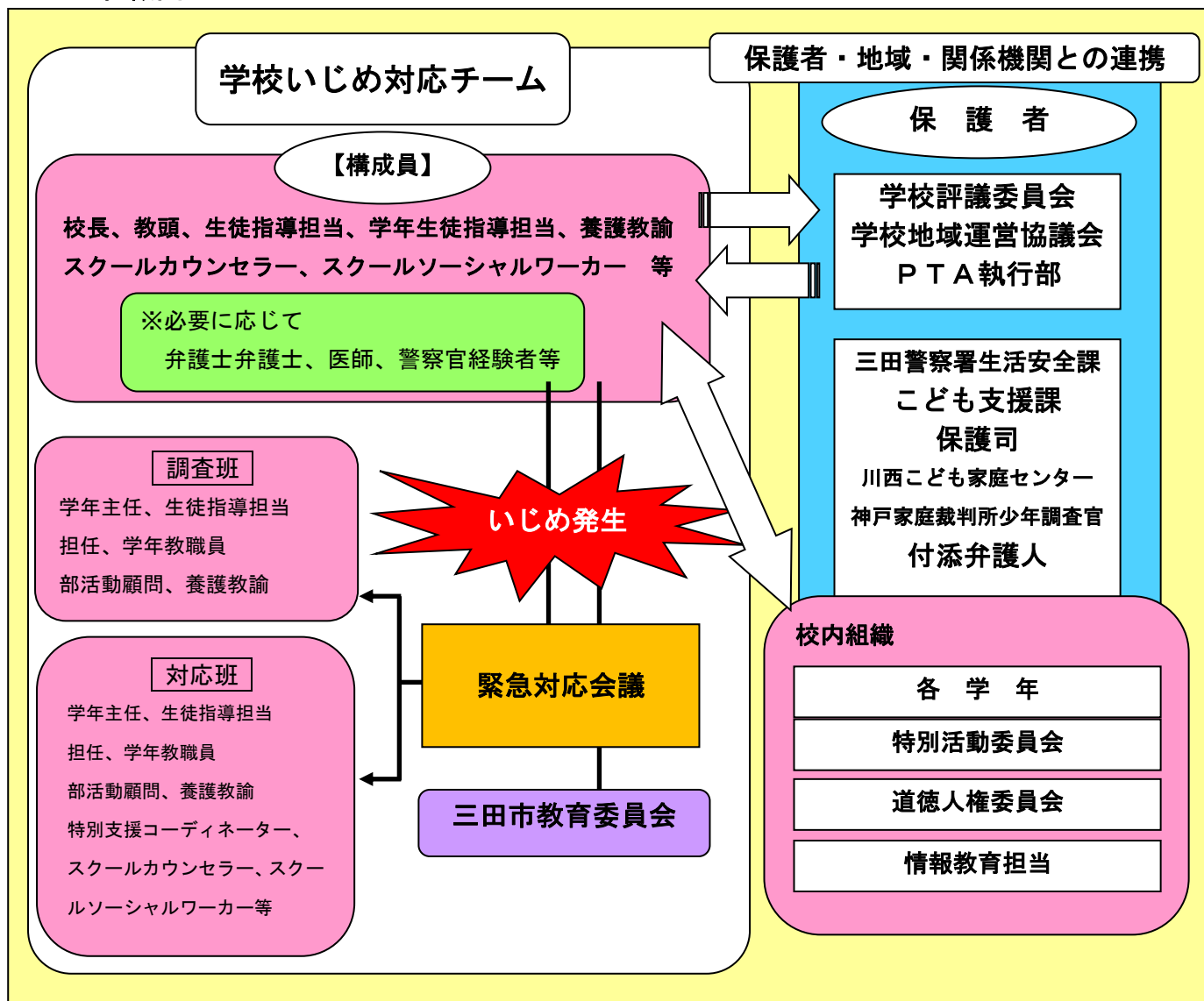
校長は、重大事態が発生した旨を、速やかに市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

【いじめの防止等のための組織】

1 目的

- ① いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。
- ② 未然防止・早期発見・早期対応はもちろんのこと、実効的な校内組織を充実させるとともに家庭や地域、関係機関等との連携を密にしながら、社会総がかりで取り組みを推進する。
- ③ いじめ問題への組織的な取組を推進するため、その中核となる「学校いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを起点として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- ④ 組織が有効に機能しているかについて、学校評価等において目標を定め定期的に点検・評価し、さらに必要に応じて改善を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

2 組織図



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめを受けている子

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめを行っている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう